○印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員被服等貸与 規程

平成19年3月30日 水道企業部管理規程第4号

改正 令和4年2月16日水企管規程第2号

印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員被服等貸与規程(平成8年印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部管理規程第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この管理規程は、印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員に対する業務の遂 行上必要な被服等の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の範囲等)

- 第2条 被服を貸与される者(以下「被貸与者」という。)の範囲並びに貸与される 被服(以下「貸与品」という。)の種類及び数量は、別表に定めるとおりとする。 ただし、必要により管理者がこれを変更することができる。
- 2 貸与品の型式等については、管理者が別に定める。

(貸与申請)

- 第3条 貸与の申請をしようとする者は、被服貸与申請書兼亡失等届出書(別記第1 号様式)により、管理者に申請しなければならない。
- 2 管理者は、前項の申請の内容を審査の上、必要と認めたときは、被服の貸与を行う。

(被貸与者の責務等)

- 第4条 被貸与者は、執務時間中又は職務の必要に応じ着用するものとし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 貸与品の補修又は洗たくにかかる費用その他の保管上必要な費用は、被貸与者の 負担とする。
- 3 管理者は、被貸与者が故意若しくは重大な過失により貸与品をき損し、若しくは 紛失したときは、貸与品を返納させ、又は時価の範囲内で賠償させることができる。 ただし、その過失についてやむを得ない事情があると認められるときは、これを減

額し又は免除することができる。

(亡失の届出)

第5条 被貸与者は、貸与品を亡失し、又はき損したときは、被服貸与申請書兼亡失 等届出書により、直ちに管理者に届け出なければならない。

(貸与品の返納)

- 第6条 被貸与者が退職等の場合は、貸与品を返納しなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。
- 2 前項の返納品は、返納を要する理由の生じた日から十日以内に洗たく、補修等をして返納しなければならない。

(被服貸与台帳)

第7条 業務課長は、被服等貸与台帳(別記第2号様式)を備え、被服の貸与及び返納の状況を記録しなければならない。

(委任)

第8条 この管理規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合企業 職員被服等貸与規程の規定により貸与されている貸与品は、この規程の規定により 貸与されたものとみなす。

附 則(令和4年2月16日水企管規程第2号)

この管理規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第2条)

被貸与者	貸 与 品 名	数量	備考
設計又は工事の監督若しく	夏用作業服(上下)	2	
は作業のうち現場業務に従	冬用作業服(上下)	2	
事する職員	防寒服(上)	1	
	安全靴(ゴム長靴)	1	
	安全靴(短靴)	1	
	ヘルメット(ABS製)	1	
	雨衣	1	
	空調服	1	
	布製作業帽	1	
その他の職員	夏用作業服(上下)	1	
	冬用作業服(上下)	1	
	防寒服(上)	1	
	安全靴(ゴム長靴)	1	
	ヘルメット(FRP製)	1	
	雨衣	1	

第1号様式(第3条)

被服貸与申請書兼亡失等届出書

年 月 日

印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者 様

□ 次のとおり被服の貸与を申請します。

1 貸与品名(サイズ)

	貝子叫石(サイハ)		
	品	名	サイズ
2	区 分	□新規貸与(理由)
		□下記事由による貸	与
Г	コ 伐片旦について	炉のしむり足け出ます	

- □ 貸与品について次のとおり届け出ます。
- 1 貸与品名(貸与年月日)

	具 丁 叫 和 (身	マナナ	-)1 H /					
	口口口		名				貸与年月日	
2	事	由	□亡失		き損]その他()
3	事由発生年月	月日		年	月	E	∃	
4	理	由						

※該当する項目の□にレを記入してください。

被服等貸与台帳

	12	医服等肾点	ナロ収		
氏 名			所 属		
貸与品名	数量	貸与日	受領印	返還・紛失 (き損)年月日	備考